

川口市選管告示第 1 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 3 第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 3 条の 2 第 1 項規定により、本市における在外選挙人名簿を編製する投票区を、次のとおり定める。

川口市の指定在外選挙投票区指定告示（令和 6 年川口市選管告示第 1 5 号）は、廃止とする。

令和 7 年 5 月 1 6 日

川 口 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 板 橋 智 之

公職選挙法第 3 0 条の 3 第 2 項及び同法施行令第 2 3 条の 2 第 1 項の規定により、本市における在外選挙人名簿を編成する投票区

当該指定在外選挙投票区に係る区域	指定在外選挙投票区
公職選挙法別表第 1 に規定する埼玉県 第 2 区の選挙区に属する区域	第 1 投票区
公職選挙法別表第 1 に規定する埼玉県 第 3 区の選挙区に属する区域	第 6 5 投票区